議員全員協議会次第

日 時:令和7年2月27日(木)

午前9時00分

場 所:取手市議会議場

1 開 会

2 協議事項

- (1) 取手市農業委員会委員の選任について
- (2)人権擁護委員の推薦について

3 報告事項

- (1) 取手市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 4 その他
- 5 閉 会

氏 名 木 村 久一郎 (きむら きゅういちろう)

生年月日 昭和25年12月28日(74歳)

住 所 取手市小文間

区 分 推薦

農業の状況

・耕作面積 田 2.3ヘクタール 畑 0.5ヘクタール 合計 2.8ヘクタール

・主な作物 水稲

・認定農業者の有無認定農業者でない

主 な 経 歴

• 岡堰土地改良区理事

氏 名 中山 博(なかやま ひろし)

生年月日 昭和32年2月21日(68歳)

住 所 取手市神住

区 分 推薦

農業の状況

・耕作面積 田 2.8ヘクタール 畑 0.8ヘクタール 合計3.6ヘクタール

・主な作物 水稲

・認定農業者の有無認定農業者である

主 な 経 歴

- ·農地利用最適化推進委員(1期目)
- 岡堰土地改良区監事

氏 名 西 君 枝 (にし きみえ)

生年月日 昭和33年12月8日(66歳)

住 所 取手市椚木

区 分 推薦

農業の状況

・耕作面積 なし

主 な 経 歴

· 取手市食生活改善推進協議会会長

氏 名 永 井 稔(ながい みのる)

生年月日 昭和34年10月17日(65歳)

住 所 取手市渋沼

区 分 推薦

農業の状況

・耕作面積 田 2. 1ヘクタール 畑 0. 1ヘクタール 合計 2. 2ヘクタール

- ・主な作物 水稲
- ・認定農業者の有無認定農業者でない

主 な 経 歴

・元農機具メーカー勤務(45年)

氏 名 永 野 正 (ながの ただし)

生年月日 昭和40年6月11日(59歳)

住 所 取手市山王

区 分 推薦

農業の状況

・耕作面積 田 8. 7ヘクタール 畑 1. 0ヘクタール 合計 9. 7ヘクタール

・主な作物 水稲

・認定農業者の有無認定農業者である

主 な 経 歴

• 専業農家

氏 名 武 笠 旭 (たけがさ あきら)

生年月日 昭和63年4月16日(36歳)

住 所 取手市小泉

区 分 推薦

農業の状況

・耕作面積 田 3. 1ヘクタール 畑 0. 4ヘクタール 合計3. 5ヘクタール

・主な作物 水稲

・認定農業者の有無認定農業者でない

主 な 経 歴

- 小泉区長
- ·元取手市立六郷小学校PTA会長
- · 取手市立六郷小学校運営協議会委員
- 有害鳥獣捕獲従事者

経歴書(抜粋)

氏名柏孝子 (かしわ たかこ)生年月日昭和32年12月1日(67歳)住所取手市藤代

学 歴

昭和56年 3月 東京学芸大学教育学部卒業

職歴

昭和56年	4月	伊奈村立伊奈中学校 講師
昭和57年	4月	取手市立取手第一中学校 教諭
昭和58年	4月	守谷町立守谷小学校 教諭
昭和61年	4月	藤代町立宮和田小学校 教諭
平成 5年	4月	藤代町立桜が丘小学校 教諭
平成10年	4月	藤代町立藤代南中学校 教諭
平成15年	4月	取手市立戸頭中学校 教諭
平成21年	4月	守谷市立けやき台中学校 教諭
平成23年	4月	美浦村立大谷小学校 教頭
平成27年	4月	取手市立藤代小学校 校長
平成30年	3月	取手市立藤代小学校 定年退職

その他の経歴

平成30年 4月	取手市社会教育指導員 現在に至る
平成31年 4月	取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員
令和 4年 4月	取手市立山王小学校運営協議会委員 現在に至る
令和 4年10月	ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会委員
令和 4年12月	民生委員・児童委員 主任児童委員 現在に至る
令和 5年 6月	社会福祉法人エンゼル福祉会理事 現在に至る

取手市犯罪被害者等支援条例について(社会福祉課)

犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者等の責務をそれ ぞれ明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪 被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって、安全かつ安心して暮らすことの できる社会の実現に寄与するため、施策と支援の充実を図り、犯罪被害者等を支えるこ とを目的として、今回新たに制定するものです。

条例で定める主な事項

- ・基本理念 ・市、市民等、事業者等の責務 ・相談、情報提供等の窓口の設置
- ・犯罪被害者等に対する経済的支援 ・他の地方公共団体との連携等

本条例が議決されましたら、速やかに条例施行規則を整備し、見舞金等の種類や金額について規定してまいります。

見舞金等の種類については、下記のとおり3種類を予定しており、金額については他 市の状況を勘案し規定していく予定でおります。

- ①重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った方への見舞金
 - •療養期間1月以上3月未満
 - ·療養期間3月以上
- ②遺族見舞金 犯罪行為により死亡した方の遺族への見舞金
- ③転居費用助成 犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難と なった場合の転居に要する費用の助成

犯罪被害者等の総合的対応窓口を社会福祉課に置き、関係各課、関係機関と連携、協力して犯罪被害者等の支援にあたってまいります。

【市民への周知方法】

条例の施行に合わせて、広報とりでに掲載するとともに、ホームページで周知してまいります。また、「犯罪被害者等の支援の内容や、相談窓口一覧などを掲載したパンフレット」の作成も予定しておりますので、各窓口に配布をし、広く周知を図ってまいります。

【関係機関との連携】

もし、犯罪被害が発生した場合は、国の犯罪被害者等給付金の申請受付が警察署、支 給裁定が公安委員会となっているため、当市の見舞金等の支給に際しても、取手警察署、 茨城県公安委員会、いばらき被害者支援センターと連携し、情報共有を図り、支給事務 を行ってまいります。